

福井県報

第 408 号
令和 8 年
7 月 7 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定（３５３・こども未来課）…………… 1
- 保安林の指定の予定（３５４～３５７・森づくり課）…………… 1
- 道路の供用の開始（３５８・道路保全課）…………… 2
- 道路の区域の変更（３５９・同）…………… 3

公 告

- 令和 8 年度行政書士試験の実施（情報公開・法制課）…………… 3
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（エネルギー課）…………… 4
- 令和 8 年福井県保育士試験（後期）の実施（児童家庭課）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院）…………… 7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（同）…………… 7
- 土地改良区の役員の退任（嶺南振興局）…………… 10
- 土地改良区の役員の就任（同）…………… 10
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（会計課）…………… 11

公安委員会告示

- 機械警備業務管理者講習の実施（６９・生活安全企画課）…………… 13

告 示

福井県告示第 353 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、福井県不妊治療（生殖補助医療）費助成事業運営業務を委託したので、同法 243 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社日本旅行福井支店
福井県福井市中央 1 丁目 1 番 25 号
CURU-F 福井駅
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
不妊治療（生殖補助医療）費助成金給付事務
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年 7 月 7 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 7 月 7 日

福井県告示第 354 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野市木本 152 字鳥越 33 から 35 まで、36 の 1、36 の 2、37 から 39 まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木本 152 字鳥越 36 の 1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」および「次の図」は、省略し、その関係書類および図面を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第355号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所
福井市鮎川町164字大男山5の1、6から8まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第356号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所
福井市西大味町34字向子谷40の1、40の2、41、42の1、42の2、44、46の1、46の2、35字堂寺土1、2の1、2の2、3の1、4の1、4の2、5、11の1、12

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第357号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所
南条郡南越前町糠222字上浜27の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第358号

主要地方道福井今立線の下記区間において、開発行為に伴う道路改良工事にあたり、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に

より、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年7月7日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井今立線	福井市稲津町52字御屋敷1番3から 福井市稲津町52字御屋敷1番3まで	令和8年 7月7日

福井県告示第359号

主要地方道福井今立線の下記区間において、開発行為に伴う道路改良工事にあたり、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年7月7日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井今立線	新	福井市稲津町52字御屋敷1番3から	9.3	144.8
			福井市稲津町52字御屋敷1番3まで	9.5	
		旧	福井市稲津町35字西牛町11番から	7.6	144.8
			福井市稲津町35字西牛町11番まで	7.9	

公 告

令和8年度行政書士試験の実施について、行政書士法施行細則（昭和26年福井県規則第13号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 試験日時

令和8年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福井市学園3-6-1

福井工業大学 福井キャンパス

3 試験の科目および方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法および地方自治法を中心とする。）、民法、商法および基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護および文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式および記述式（40字程度で記述するものを出題する。）、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする。

4 試験案内の掲載および配布

(1) 試験案内の掲載場所

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）

(2) 試験案内・受験願書の配布

ア 窓口での配布

(ア) 配布期間

令和8年7月21日（火）から8月17日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(イ) 配布場所

別表のとおり

イ 郵送による配布

(ア) 請求期間

令和8年7月6日（月）から8月7日（金）まで（最終日必着。この期間内に

請求があったものについて、7月21日（火）から郵送配布）

(イ) 請求方法

返信用封筒（角形2号（A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ）の封筒に宛先を明記し、180円分の切手を貼ったもの）を以下の宛先まで郵送すること。

〒252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験申込み

(1) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページからの受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から8月24日（月）午後5時まで（最終日の午後5時までに入力を完了していないと申込みができなくなるので注意すること。）

イ 受験手数料の払込み

クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）またはコンビニエンスストアで払い込むこと。

・利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレスおよびDiners

・利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアおよびニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から8月17日（月）まで（消印有効）

イ 提出先

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（受験願書および試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送すること。）

ウ 提出書類

受験願書（顔写真の貼付および受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(3) 受験手数料

10,400円

（払込み方法については試験案内を確認すること。また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

(4) 連絡先

〒102-0082

東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

（電話：03-3263-7700）

6 特例措置の実施

身体 of 機能に障がいのある場合等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望するときは、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターに必ず相談すること。（相談受付期間：令和8年7月6日（月）から8月17日（月）まで）

7 合格発表の日時および方法

(1) 日時

令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 方法

福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、一般財団法人行政書士試験研究センターから受験者全員に合否通知書を郵送する。

なお、合否に関する問合せには応じない。

別表（試験案内・受験願書の配布場所）

配布場所	所在地	配布時間
福井県総務部 情報公開・法制課	福井市大手3丁目17-1 福井県庁5階 (0776-20-0246)	8:30~17:15
福井県会計局 会計課若狭会計室	小浜市遠敷1丁目101 (0770-56-5909)	
福井県会計局 会計課二州会計室	敦賀市中央町1丁目7-42 (0770-22-0050)	
福井県行政書士会	福井市大手3丁目4-1 福井放送会館3階K室 (0776-27-7165)	9:00~17:00

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 落札に係る物品 of 名称および数量

- 福井県若狭湾エネルギー研究センター透過型電子顕微鏡の購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県エネルギー環境部エネルギー課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年5月20日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ホクシン
福井県福井市経田1丁目104番地
- 5 落札金額
119,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年4月7日

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和8年福井県保育士試験（後期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

- 1 試験の日時
筆記試験 令和8年10月24日（土）・10月25日（日）
実技試験 令和8年12月13日（日）
- 2 試験の科目
(1) 筆記試験
保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論
(2) 実技試験
音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る。）の卒業者はこの限りでない。）
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ア 児童福祉施設
- イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
- ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む。））
- エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
- オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- コ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養

育事業) シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。）） ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設） セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等 （ア）障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設） （イ）指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。）） ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定子ども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの （ア）法第59条の2の規定により届出をした施設 （イ）アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 （ウ）児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設 （エ）国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設 （8）上記(7)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者 （9）平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者 （10）平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者 （11）ア 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者 イ 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者 ウ 上記(1)～(6)に準ずる者 4 受験手続	（1）受験申請書の配布 ア 配布期間 令和8年7月2日（木）から イ 請求先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター （2）受験の申請に必要な書類 ア 保育士試験受験申請書 イ 受験資格を証明する書類 ウ 一部科目合格を証明する書類 エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類） オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類） カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付） キ 写真1枚（受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付） （3）受付期間 令和8年7月3日（金）から令和8年7月23日（木） （4）提出方法 簡易書留郵便に限る。 （5）提出先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター （6）受験手数料 12,700円 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合 2,400円 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。 （7）オンライン受験申請 オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。 5 試験科目の一部免除 （1）過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除 （2）令和5年の試験において合格した科目のある者であって、令和5年度から令和7年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和4年の試験において合格した科目のある者であって、令和4年度から令和7年度末までに3(7)に掲げる施設において「2年以上かつ
--	---

2, 880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除

- (3) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
- (4) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除
- (5) 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格所有者は社会的養護・子ども家庭福祉・社会福祉を免除
- (6) 上記(3)~(5)に該当する者において指定保育士養成施設で試験科目に対応する教科目を修得した場合、該当科目を免除

6 試験に関する問合せ先

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

一般社団法人全国保育士養成協議会

保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
生体情報監視システムの更新および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月10日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
93,627,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年4月28日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量
放射線情報システム等の更新および保守業務 一式
- (2) 調達物品等の内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに。
- (3) 納入期限
令和9年3月31日（水）
- (4) 保守期間
引渡し日から令和15年3月31日（令和10年3月31日までは無償保守期間）
ただし、翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。
- (5) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院 マシン室ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。 (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。 (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。 (9) 機器の故障時に速やかに対応する必要があるため、営業所から病院までの所要時間がおおむね1時間以内であること。 3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。 4 入札説明書等の交付等に関する事項 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944 (2) 入札説明書等の交付期間 令和8年7月7日(火)から令和8年7月24日(金)16時まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)	(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。 5 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 申請書等の提出期間 令和8年7月7日(火)から令和8年7月24日(金)16時まで(土、日曜日および休日を除く。) (2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信する。 なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。 提出先は、4(1)と同様とする。 (3) 入札参加資格の結果通知 入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 5(2)と同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。) (ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
--	---

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。 (ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。 (エ) 提出場所 4(1)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和8年8月18日（火）8時30分から17時まで 令和8年8月19日（水）8時30分から16時まで（必着） (3) 開札日時 令和8年8月20日（木）9時30分 (4) 開札場所 福井県立病院 会議室 7 入札書に記載する金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札金額は、調達物品等に要する一切の諸費用を含むものとする。 8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。	(3) 入札の無効 福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。 (6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。 (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。 様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx 提出先（e-mail） kenbyo@pref.fukui.lg.jp 11 Summary (1) Nature and quantity of the services to be Procured Renewal and maintenance of the Radiology Information System, etc. (one set)
--	--

- (2) Date,time of bidding
8:30A.M. 18th August 2026 - 4:00P.M. 19th August 2026
- (3) Date, time of bid opening
9:30 AM 20th August 2026
- (4) Deadline for delivery
31st March 2027
- (5) Period of contract
From day of contract to 31st March 2033
- (6) The place for delivery and contact point for the notice
Property management division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui,
Fukui City,Fukui Prefecture.910-8526 Japan.
TEL 0776-57-2944

鱒川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	小堀 友廣	三方上中郡若狭町三方第52号6番地
〃	瀬尾 佳彦	三方上中郡若狭町岩屋第27号21番地の1
〃	増井 文雄	三方上中郡若狭町倉見第33号19番地
〃	河村 武志	三方上中郡若狭町相田第32号16番地の1
〃	小嶋 明男	三方上中郡若狭町藤井第50号2番地
〃	前 嘉典	三方上中郡若狭町南前川第38号7番地
〃	小堀 隆幸	三方上中郡若狭町北前川第52号28番地
〃	今井 加七	三方上中郡若狭町佐古第23号28番地
〃	渡邊 政俊	三方上中郡若狭町田名第33号5番地
〃	中西 雄治	三方上中郡若狭町向笠第21号2番地
〃	熊谷 勸信	三方上中郡若狭町鳥浜第57号27番地の1
〃	石崎 隆夫	三方上中郡若狭町生倉第10号2番地
〃	吉田 孝幸	三方上中郡若狭町東黒田第6号3番地
〃	田中 信一	三方上中郡若狭町田上第13号3番地
〃	澤 和夫	三方上中郡若狭町岩屋第27号28番地
〃	渡辺 政一	三方上中郡若狭町井崎第28号15番地
〃	江戸 行浩	三方上中郡若狭町横渡第11号1番地
〃	渡辺 良樹	三方上中郡若狭町成出第7号4番地

〃	田辺 盛昭	三方上中郡若狭町田井第119号22番地
監 事	常田 政孝	三方上中郡若狭町藤井第51号20番地の1
〃	田辺 善治	三方上中郡若狭町海山第52号35番地
〃	小堀 忠之	三方上中郡若狭町北前川第56号27番地
〃	大野 正樹	三方上中郡若狭町館川第1号1番地の2

鱒川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	小堀 友廣	三方上中郡若狭町三方第52号6番地
〃	瀬尾 佳彦	三方上中郡若狭町岩屋第27号21番地の1
〃	増井 文雄	三方上中郡若狭町倉見第33号19番地
〃	野村 重徳	三方上中郡若狭町相田第32号31番地
〃	百田 長雄	三方上中郡若狭町藤井第52号3番地の1
〃	藤本 武士	三方上中郡若狭町南前川第44号23番地
〃	中村 清和	三方上中郡若狭町北前川第52号20番地
〃	吉田 満	三方上中郡若狭町佐古第21号6番地
〃	渡邊 政俊	三方上中郡若狭町田名第33号5番地
〃	中西 智	三方上中郡若狭町向笠第24号24番地
〃	熊谷 勸信	三方上中郡若狭町鳥浜第57号27番地の1
〃	山中 忠直	三方上中郡若狭町三方第18号25番地
〃	和田 広司	三方上中郡若狭町東黒田第12号8番地
〃	田中 信一	三方上中郡若狭町田上第13号3番地
〃	澤 和夫	三方上中郡若狭町岩屋第27号28番地
〃	渡辺 清和	三方上中郡若狭町井崎第41号47番地
〃	江戸 行浩	三方上中郡若狭町横渡第11号1番地
〃	中西 孝之	三方上中郡若狭町田井第8号5番地
〃	武長 宗之	三方上中郡若狭町田井第106号9番地
監 事	常田 政孝	三方上中郡若狭町藤井第51号20番地の1
〃	田辺 善治	三方上中郡若狭町海山第52号35番地
〃	小堀 忠之	三方上中郡若狭町北前川第56号27番地
〃	大野 正樹	三方上中郡若狭町館川第1号1番地の2

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【嶺北地区 カラー中速機】複写機の借入および保守

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

カラー複写機（中速機） 6台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1 カラー複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）の
とおり

(4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

(5) 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額に
ついて減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用
を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という
。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時
までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および
民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされて
いない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技
術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービス
およびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応す
ることができるものと認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力
団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す
る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与
するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している
者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る
電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電
子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請
または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契
約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」とい
う。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシ
ステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによ
る様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書等または入札書の提出を行う者
（以下、「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」
、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて次のと
おり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受け
なければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年7月 7日（火）9時00分から

令和8年7月17日（金）12時00分まで（土、日曜日を除く）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は４(１)と同様とする。

６ 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(１) 入札書および入札内訳書の提出方法

５(２)と同様とする。

(２) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和８年８月１９日（水）８時３０分から１７時００分まで

令和８年８月２０日（木）８時３０分から１６時００分まで

(３) 開札日時

令和８年８月２１日（金）１０時００分

(４) 開札場所

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県庁６階入札室

７ 入札書および入札内訳書に記載する金額

入札書の記載に当たっては、カラー複写機によるカラー片面印刷単価（円／枚）に当該地区における５年間のカラー予定使用枚数（枚）を乗じた金額と、同一カラー複写機によるモノクロ片面印刷単価（円／枚）に当該地区における５年間のモノクロ予定使用枚数（枚）を乗じた金額の和（以下、「見込総額」という。）を記載すること。

また、入札内訳書（入札説明書別紙様式６）には、カラー複写機のカラーおよびモノクロ片面印刷単価、見込総額を記載の上、提出すること。入札書のコピーと入札内訳書の見込総額が一致しない場合は、無効とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費

税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

８ 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札内訳書に記載された単価が、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。

なお、設定したカラーまたはモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）を上回る単価を記載した場合は、当該上回る単価を落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、落札候補者としての資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

９ 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 ０７７６－２０－０２５３

１０ その他

(１) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(２) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(３) 入札の無効

福井県財務規則第１５１条の規定による。

(４) 契約書作成の可否

要（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）

(５) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式：

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）：

kaikeika@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1.2 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed color copying machine in the Reihoku area】

Leasing and maintaining of the copying machine 6sets

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2026 - 4:00P.M. 20th August 2026

(3) Date,time of bid opening :

10:00A.M. 21st August 2026

(4) Period of contract:

30th September 2031

(5) Affiliation in charge of contract-related affairs :

Accounting Division,Fukui Prefectural Government,3-17-1,Ohte,Fukui City,
Fukui Prefecture,910-8580 Japan.

Tel 0776-20-0253

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月7日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 実施期間

令和8年8月19日（水）から同年8月24日（月）までの4日間（日曜日および土曜日を除く。）

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 定員

20名

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和8年7月27日（月）から同年8月5日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

(5) 手数料

39,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。